

令和8年版

ちばの 少年非行

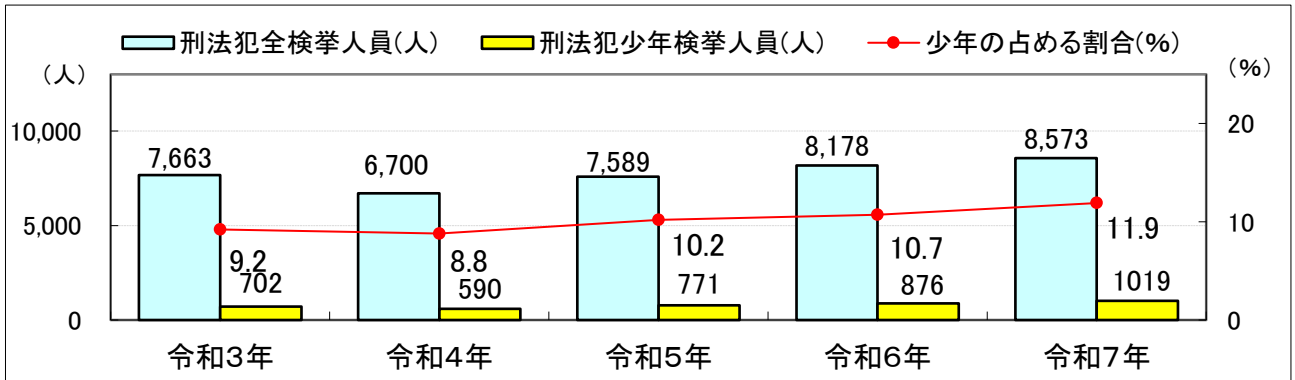


千葉県警察本部



刑法犯少年の検挙状況

《刑法犯少年検挙人員の推移》



区分	年次	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
刑法犯全検挙人員(人)		7,663	6,700	7,589	8,178	8,573
刑法犯少年検挙人員(人)		702	590	771	876	1,019
刑法犯全検挙人員に占める少年の割合(%)		9.2	8.8	10.2	10.7	11.9
少年人口比(千葉県)		2.1	1.8	2.3	2.6	3.0
少年人口比(全国)		2.2	2.3	2.9	3.3	3.8

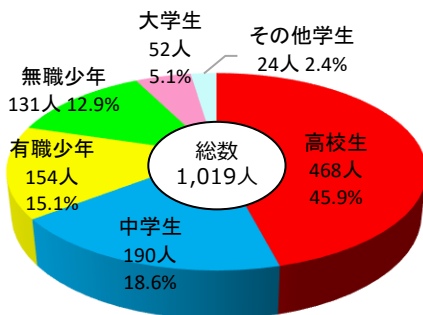
※ 少年人口比とは、少年（14歳以上20歳未満）人口1,000人当たりの刑法犯少年検挙人員をいう。

※ 少年人口比については、各年4月1日時点の登録人口となる。

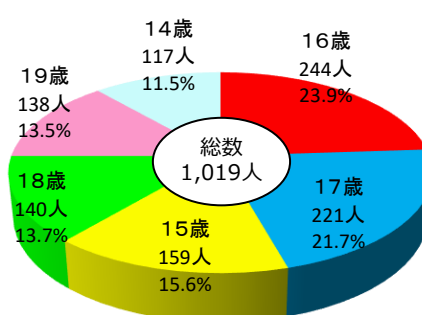
◆ 刑法犯少年検挙人員が増加

千葉県の刑法犯で検挙された少年は、令和7年は1,019人（前年比+143人）であり、令和5年以降増加に転じています。

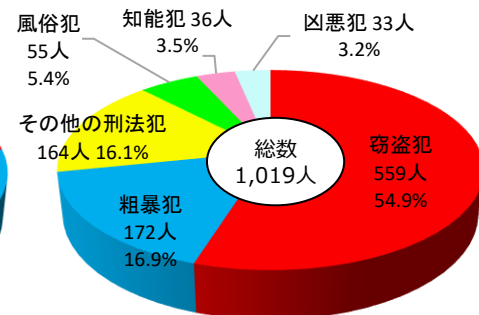
《学職別状況》



《年齢別状況》



《包括罪種別状況》



※ 包括罪種とは、刑法犯の罪種を凶悪犯（殺人、強盗、放火、不同意性交等）、粗暴犯（凶器準備集合、暴行、傷害、脅迫、恐喝）、窃盗犯、知能犯（詐欺、横領等）、風俗犯（賭博、わいせつ）及びその他の刑法犯（占有離脱物横領、住居侵入、器物損壊等）の6つに大別したものをいう。

※ 占有離脱物横領とは、占有者が遺失し、または盗難の被害を受け、その後放置されたものを横領することをいう。

※ 統計図表中の構成比等は、四捨五入してあるため総計が必ずしも100パーセントにならない場合がある（以下の統計図表も同様）。

◆ 学職別では高校生が最多

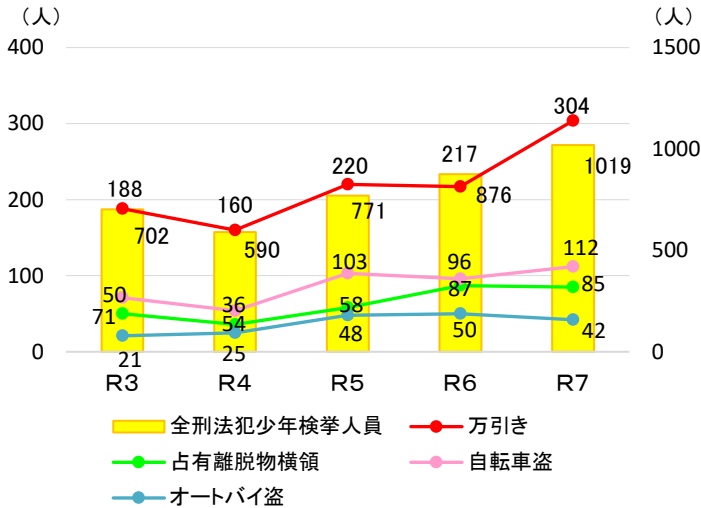
学職別では、高校生が468人と最も多く、全体の45.9%を占めています。

◆ 包括罪種別では窃盗犯が最多

包括罪種別では、窃盗犯が全体の54.9%を占める559人（前年比+114人）で、主なものは、万引きが304人（同+87人）、自転車盗が112人（同+16人）、オートバイ盗が42人（同-8人）です。

非行の主な特徴

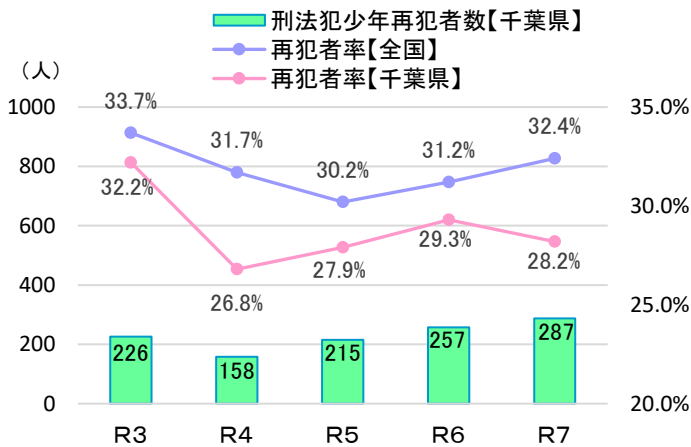
《刑法犯少年検挙人員における初発型非行の推移》



- ◆ **刑法犯少年の5割以上が初発型非行**
 - ・初発型非行で検挙された少年は、543人（前年比+93人）で、刑法犯少年全体の53.3%（同+1.9ポイント）を占めています。
 - ・占有離脱物横領の被害品では、自転車がいちばん多く、8割以上を占めています。

※ 初発型非行とは、犯行手段が容易で、動機が単純であることを特徴とするもので、本格的な非行へ深化していく危険性が高い非行をいい、統計上は、万引き、オートバイ盗、自転車盗及び占有離脱物横領をいう。

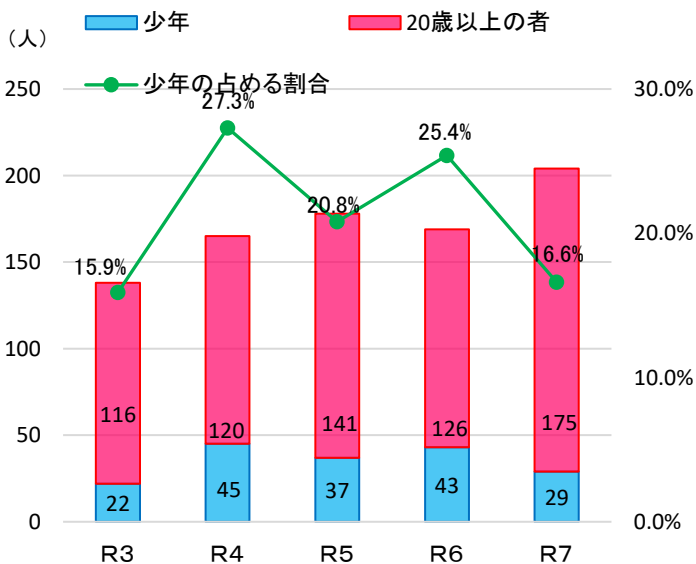
《刑法犯少年の再犯者率（全国・千葉県）》



- ◆ **刑法犯少年の再犯者率は高水準で推移**
 - ・刑法犯少年1,019人のうち再犯者数は287人（前年比+30人）で、再犯者率は28.2%（同-1.1ポイント）となっています。
 - ・罪種別では、凶悪犯11人（再犯者33.3%）、粗暴犯57人（同33.1%）、知能犯20人（55.6%）、窃盗犯158人（同28.3%）などとなっています。

※ 再犯者率とは、検挙人員に占める再犯者の割合をいう（過去の非行の罪種は問わない。）。

《電話de詐欺検挙人員の推移》



- ◆ **電話de詐欺の検挙人員は高水準で推移**
 - ・電話de詐欺で検挙された少年は29人（前年比-14人）となっており、少年の検挙人員は前年より減少しています。
 - ・電話de詐欺で検挙される少年の多くは、安易に「受け子」として犯行に加担している状況が見受けられます。

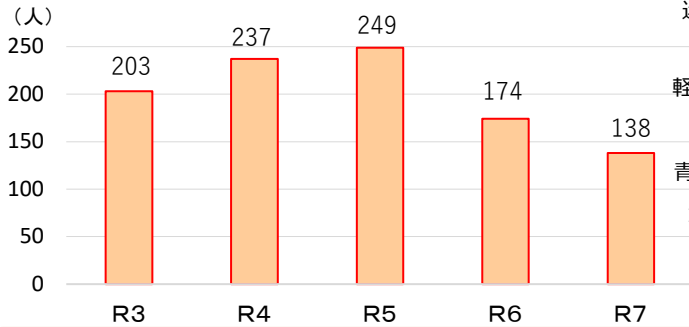
※ 「電話de詐欺」とは、オレオレ詐欺などの「特殊詐欺」という犯罪を分かりやすく表現するため、千葉県警察が県民の皆さんに募集して、選んだ広報用の名称である。

「電話de詐欺」には、息子や孫を名乗って現金をだまし取る手口や、警察官や市役所職員を名乗ってキャッシュカードをだまし取る手口、ATMで医療費の還付金が受け取れると言って現金を振り込ませる手口のほか、はがきやメールなどで料金の未払いなどがあるなどと通知して現金をだまし取る手口などがある。

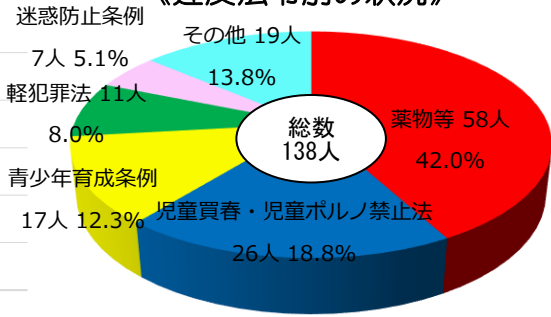
※ 平成30年の統計から「払出し盗」についても電話de詐欺に計上している。

特別法犯少年の検挙状況

《特別法犯少年検挙人員の推移》



《違反法令別の状況》



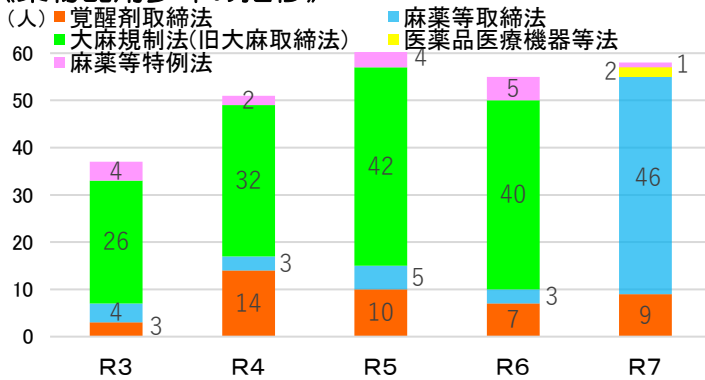
◆ 特別法犯少年の検挙人員は前年と比較して減少

・令和7年中の特別法犯少年の検挙人員は138人(前年比-36人)と減少しています。

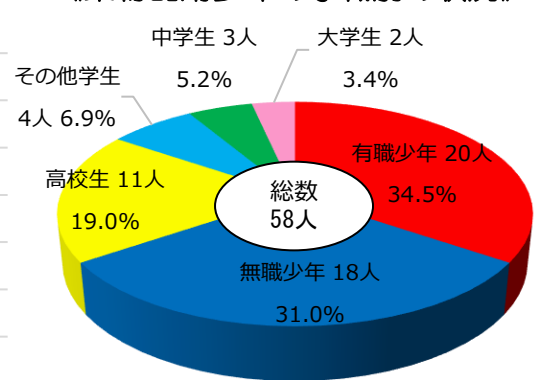
◆ 違反法令別では、薬物事犯が最も多い

・違反法令別では、薬物事犯が58人(同+3人)、児童買春・児童ポルノ禁止法違反が26人(同-19人)などとなっています。

《薬物乱用少年の推移》



《薬物乱用少年の学職別の状況》



※ 薬物乱用少年とは、主たる犯罪が薬物事犯で検挙された少年をいう。

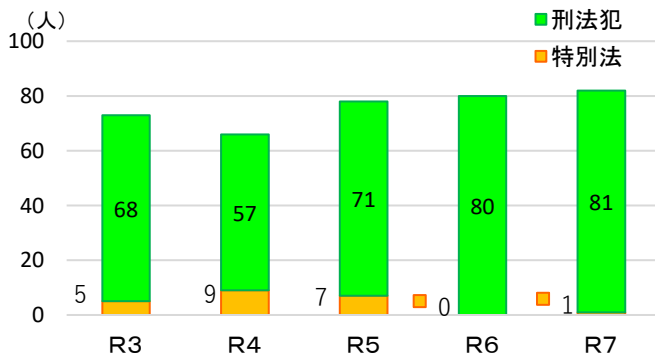
※ R6.12に大麻取締法が大麻規制法に改正。改正後の大麻の所持、施用は麻薬等取締法の適用となっている。

◆ 薬物事犯の検挙人数は前年より増加し、高水準で推移

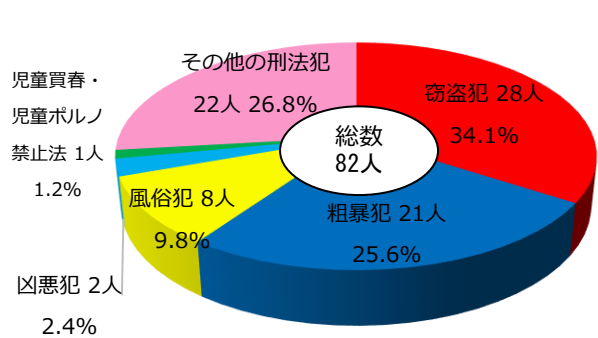
・令和7年中の覚醒剤や大麻などの薬物乱用少年は、58人(前年比+3人)と増加しています。
 ・薬物乱用少年を学職別にみると、有職少年が20人(同-2人)と最も多くなっています。

触法少年の補導状況

《触法少年補導人員の推移》



《罪種別等の状況》



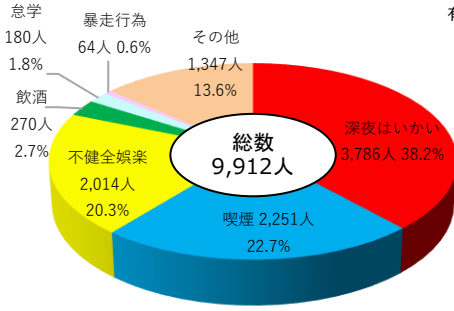
※ 触法少年とは、刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の少年をいう。

◆ 触法少年の補導人員は3年連続で増加

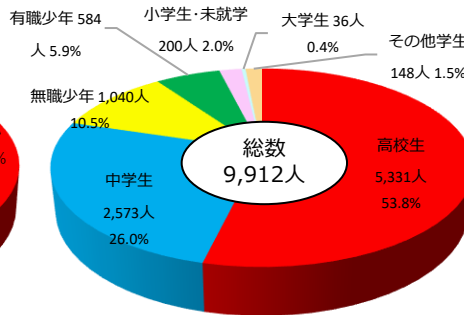
・令和7年中の触法少年の補導人員は82人(前年比+2人)で、令和5年以降増加に転じています。
 ・罪種別では、窃盗犯が28人(同-14人)で最も多くなっています。

不良行為少年の補導状況

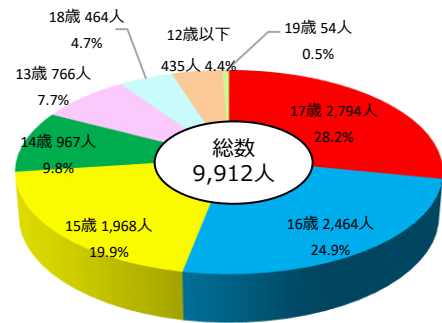
《行為別状況》



《学職別状況》



《年齢別状況》



◆ 喫煙と深夜はいかいで全体の約6割

令和7年中に不良行為で補導された少年は、9,912人（前年比+803人）であり、行為別では、「深夜はいかい」、「喫煙」で全体の60.9%を占めています。

◆ 高校生と中学生で全体の約8割

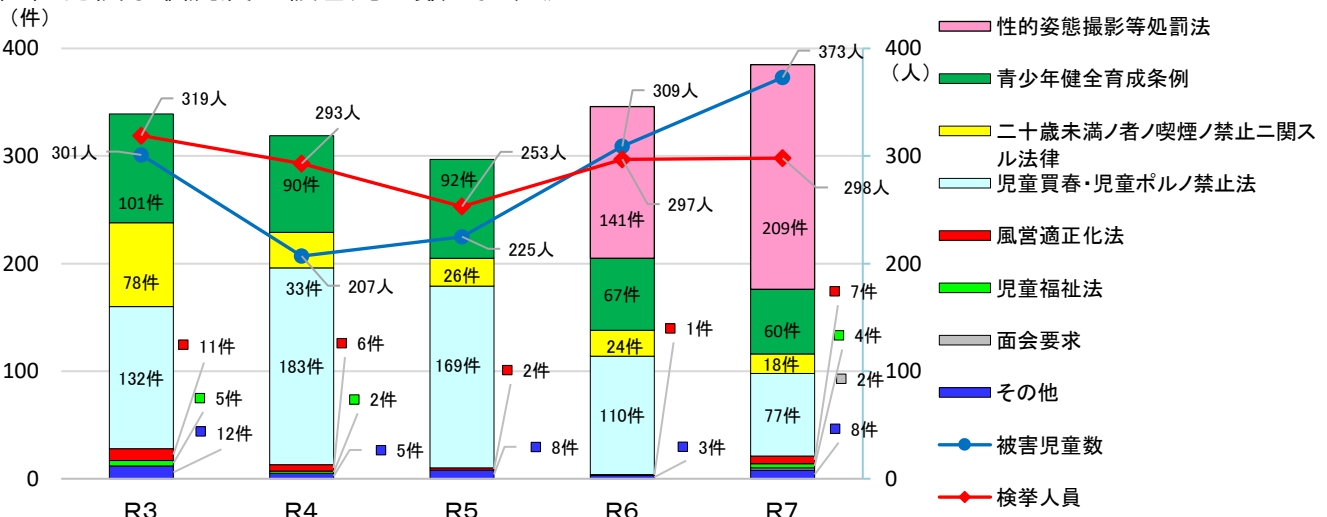
学職別では、高校生が5,331人（同+202人）と最も多く、中学生は2,573人（同+379人）となり、高校生と中学生で全体の79.8%を占めています。

◆ 15歳～17歳で全体の約7割

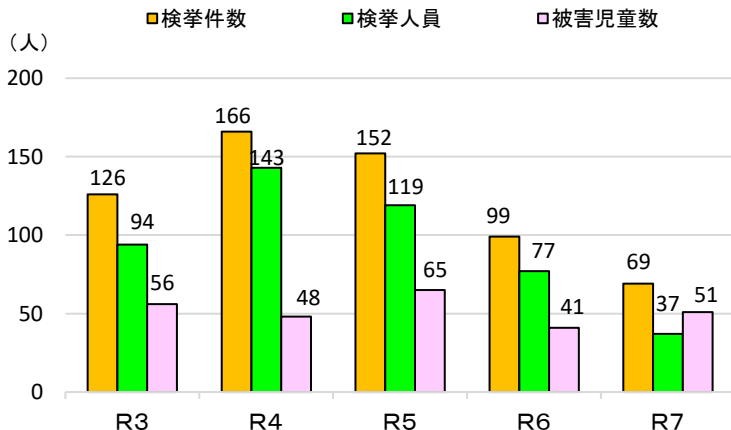
年齢別では、17歳が2,794人（同+181人）と最も多く、次いで16歳が2,464人（同+140人）となっており、15歳から17歳の年齢層で全体の73.0%を占めています。

少年の福祉を害する犯罪の検挙及び被害状況

《福祉犯検挙状況及び被害児童数の推移》 ※令和6年の統計から福祉犯に「性的姿態撮影等処罰法」、「面会要求罪」が追加。



《児童ポルノ事犯検挙状況及び被害児童数の推移》

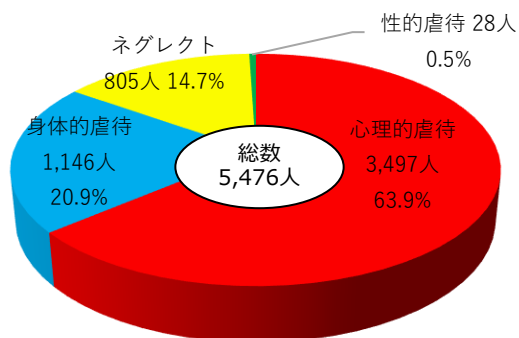


◆ 福祉犯検挙件数及び被害児童数は共に高水準で推移

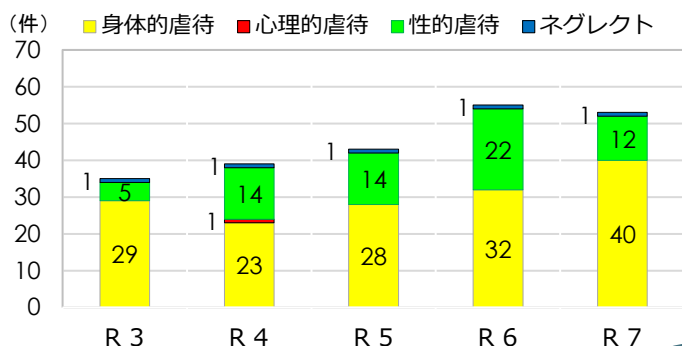
・令和7年中の福祉犯検挙件数は385件であり、高水準で推移しています。
 ・福祉犯検挙件数のうち、性的姿態撮影等処罰法が209件（前年比+68件）、児童買春・児童ポルノ禁止法が77件（同-33件）、青少年健全育成条例が60件（同-7件）、二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律が18件（同-6件）となっています。
 ・児童ポルノ事犯の検挙件数は、69件（同-30件）となっており、その被害児童数は51人（同+10人）となっています。

児童虐待の状況

《児童相談所への通告状況》



《児童虐待事件の検挙件数》



※児童虐待の具体例

【身体的虐待】

- ・打撲傷・あざ、骨折などの外傷を負わせる。
- ・首を絞める、殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる。
- ・体罰として食事を抜く。
- ・戸外に閉め出す。



【性的虐待】

- ・児童への性交、性的行為
- ・児童の性器を触る又は児童に触らせる。
- ・児童に性器や性交を見せる。
- ・児童をポルノグラフィの被写体にする。



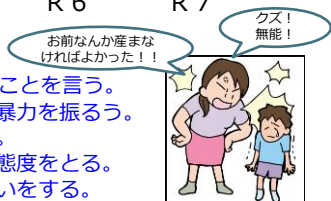
【ネグレクト（怠慢又は拒否）】

- ・食事を与えない、衣服が不衛生、居住環境が極端に悪い。
- ・健康状態が悪化しても無関心でいる。
- ・児童を置き去りにする。
- ・乳幼児を家に残したまま外出する。
- ・児童を自動車内に放置する。



【心理的虐待】

- ・児童の心や自尊心を傷つけることを言う。
- ・児童の面前で配偶者や家族に暴力を振るう。
- ・児童の兄弟に虐待行為を行う。
- ・児童を無視したり、拒否的な態度をとる。
- ・他の兄弟と著しく差別的な扱いをする。



～体罰の禁止～

親権者等は、児童のしつけに際して、体罰を加えてはならないことが、児童虐待防止法及び児童福祉法の改正で法定化されています。

これらは全て「体罰」です。

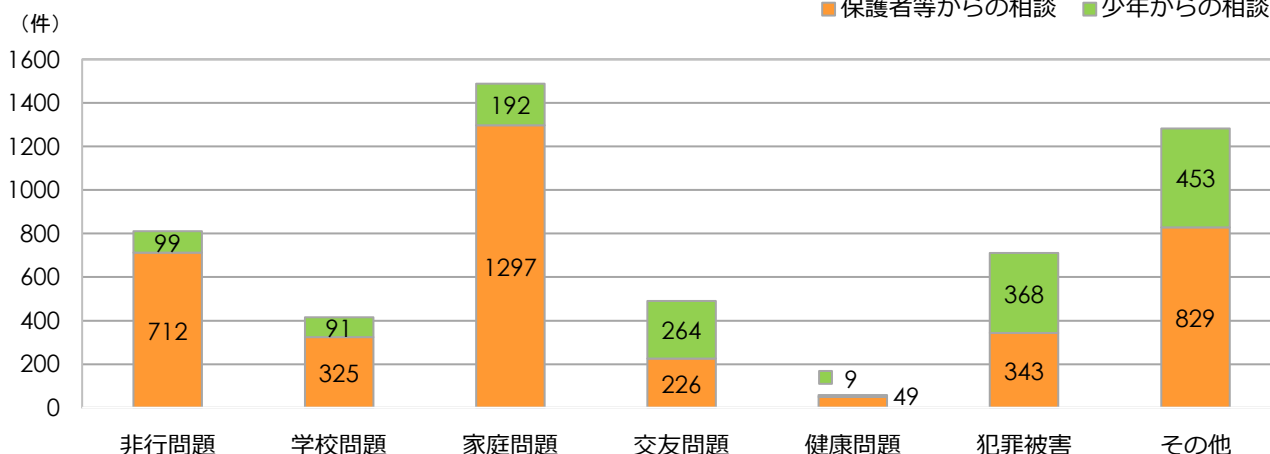
- 大切なものにいたずらをしたので、長時間正座させた。
- 友達を殴ってケガをさせたので、同じように子どもを殴った。
- 他人のものを取ったので、お尻を叩いた。
- 宿題をしなかったので、夕食を与えなかった。
- 掃除をしないので、雑巾を顔に押しつけた。

◆ 警察から児童相談所に通告した児童数は過去最多

- ・令和7年中に児童虐待の疑いがあるとして警察から児童相談所に通告した児童数は、5,476人（前年比+79人）で過去最多となり、心理的虐待と身体的虐待で全体の84.8%を占めています。
- ・児童虐待事件の検挙件数は、53件（同-2件）、検挙人員は55人（同±0人）、検挙事件に係る被害児童は53人（同-2人）となっています。

少年相談の受理状況

《少年相談受理状況》



◆ 少年相談受理件数は、昨年より増加

- ・令和7年中の少年相談の受理件数は、全体で5,257件（前年比+554件）と昨年より増加しており、保護者等からの相談が3,781件（同+272件）、少年からの相談が1,476件（同+282件）となっています。
- ・相談内容別では、「家庭問題」が1,489件（同+115件）と最も多く、全体の28.3%を占めています。

少年非行防止・保護総合対策の推進

千葉県警察では、少年の「非行防止」と「保護」の両面にわたる様々な取組を行っています。

◆「タッチヤング活動」の推進

警察職員と少年とのふれあいの場を通じて、お互いの信頼関係を築き、少年の規範意識や自制心などを育み少年非行の防止を図ろうとする「タッチヤング活動」を推進しています。

例年夏に、警察署の道場で警察職員等から指導を受け柔道、剣道を行っている小学生等を対象に「タッチヤング千葉県少年柔道・剣道大会」を開催しています。



タッチヤング千葉県少年柔道・剣道大会

◆「スクール・サポーター制度」の運用

学校・教育関係機関等と連携を図り、学校における非行防止対策や安全対策などを継続的に支援するため、現場経験豊かな元警察官等を「スクール・サポーター」として、学校からの要請に応じて派遣しています。

また、少年の健全育成や学校の安全対策を推進するため、県内の小学校及び中学校を中心に訪問しています。



スクール・サポーターによる
学校派遣活動

◆「非行少年を生まない社会づくり」の推進

問題を抱えた個々の少年に対し、警察から積極的に手を差し伸べ、地域社会との絆の強化を図る中でその立ち直りを支援し、再び非行に走ることを防止するため、農業体験等による立ち直り支援活動などを通じて、非行少年を生まない社会づくりを推進しています。



農業体験による立ち直り支援活動

◆ ボランティア活動

○ 少年警察ボランティアの委嘱

少年の非行防止と健全育成を図る熱意のある方が少年警察ボランティア（少年補導員や少年指導委員）として委嘱され、各警察署を活動拠点に、街頭補導や広報啓発などの活動を行っています。

○ 千葉県警察学生サポーター「ChippSS」による健全育成活動

県内に在住又は在学する大学生が学生サポーターとして委嘱され、街頭補導活動のほか、学習支援、スポーツ支援活動、広報啓発活動などを行っています。



「ChippSS」による
街頭補導活動

《「闇バイト」に関する動画》

- ・アニメーション動画
転生ネズミがもの申す！闇バイトは、いけません！！
- ・千葉県警察学生サポーター（ChippSS）出演
チップスのお仕事探し～闇バイト加担防止～



《「電話de詐欺」に関する動画》

- ・未来ある君たちへ「受け子」「出し子」は犯罪です！



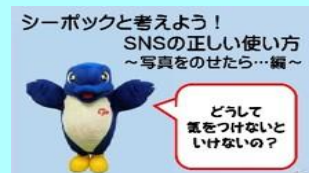
《「非行防止や薬物乱用防止に関する動画》

- ・少年の非行や犯罪被害を防止にするため、各種教室や講話などの動画を作成し、県警ホームページ等に掲載しています。



《SNS等による子どもの犯罪被害防止に関する動画》

- 保護者向け
 - ・子どもを守ろう！大人のためのネット安全教室
- 児童・生徒向け
 - ・シーボックと考えよう！SNSの正しい使い方
～写真をのせたら…編～
 - ・ネット安全教室
 - ・千葉県警察学生サポーター（ChippSS）作成
～チャットの危険性～



千葉県警察少年センター

少年センターの主な活動

少年センターでは、少年問題に関する専門的な知識及び技能を有する少年補導専門員を中心に、次のような活動を行っています。

- 少年相談（電話・面接）活動
- 犯罪少年や不良行為少年などの発見及び補導活動
- 少年やその保護者に対する継続的な指導・助言活動
- 犯罪被害少年やその家庭に対する支援活動
- 少年の非行防止のための広報啓発活動
- 少年に有害な環境の発見活動
- 関係機関・団体と連携した非行防止活動

～千葉県警察ホームページでは

少年補導専門員の活動を御紹介しています～



↑ 県警HP該当ページへのアクセスはこちらから



少年センターの活動区域

◆京葉地区少年センター

習志野市鷺沼1-2-2 NKCCビル3階
TEL:047-451-6031

【活動区域】
習志野・八千代・船橋・船橋東・市川・
行徳・浦安（7警察署の管轄区域）

◆本部少年センター

千葉市稲毛区天台6-5-2
TEL:043-206-7390

【活動区域】
千葉中央・千葉東・千葉西・千葉南・
千葉北（5警察署の管轄区域）

◆内房地区少年センター

袖ヶ浦市奈良輪2-3-9
TEL:0438-63-4666

【活動区域】
市原・木更津・君津・富津・館山・
鴨川（6警察署の管轄区域）

◆東葛地区少年センター

柏市柏5-8-32柏市役所本庁舎第2分室2階
TEL:04-7162-7867

【活動区域】
鎌ヶ谷・松戸・松戸東・野田・柏・流山・我孫子（7警察署の管轄区域）

◆北総地区少年センター

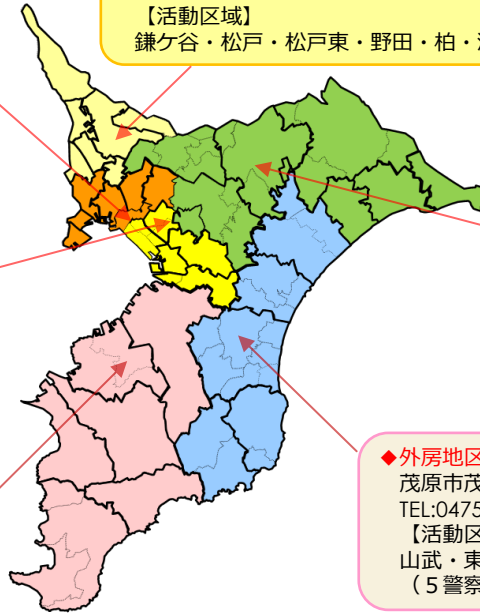
成田市花崎町750-1
千葉交通本社ビル3階
TEL:0476-23-1891

【活動区域】
佐倉・四街道・成田・
成田国際空港・印西・
香取・銚子・旭・匝瑳
（9警察署の管轄区域）

◆外房地区少年センター

茂原市茂原640-10 地契第三ビル4階
TEL:0475-22-3741

【活動区域】
山武・東金・茂原・いすみ・勝浦
（5警察署の管轄区域）



児童虐待撲滅を目指して

児童虐待は社会全体で取り組まなければならない問題です。

- 「児童虐待!？」と思ったら
迷わず児童相談所へ
- 緊急の場合は、
警察へ御連絡ください!!
皆さんの目と行動が
子どもを虐待から救います。



児童相談所全国共通ダイヤル

いち はや く

☎ 1 8 9

※お近くの児童相談所につながります。

緊急の場合

☎ 1 1 0 又は 最寄りの警察署へ

少年相談窓口のご案内

20歳未満の方やその保護者からの非行や犯罪被害等に関する相談を受け付けています。

～ひとりで悩まず相談を～

ヤング・テレホン(電話相談)



なやみよくなる

0120(783)497

月曜日～金曜日(休祝日、年末年始を除く)
9:00～17:00

面接相談

面接での相談は予約をお願いします。
～御予約は上記ヤング・テレホンへ～